

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 H T T R 原子炉施設の
特殊試験の明確化に伴う設置変更許可申請の補正に係る行政相談
2. 日時：令和4年12月26日（月） 16時00分～16時10分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議卓A（TV会議により実施）
4. 出席者：
 - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
立元管理官補佐、加藤上席安全審査官、望月安全審査専門職
 - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所 高温工学試験研究炉部 課長 他1名
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 担当者2名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。ええ。
0:00:03	それはですね、
0:00:06	行政相談の結果ということで、H T R 高温工学試験研究炉の設置許可変更許可に申請における、
0:00:17	特殊試験の明確化ということで、相談いただいた内容について回答したいと思います。まず回答ですが、
0:00:27	三つありまして、一つ目ですね、まずは、設置許可への記載は不要ですね、保安規定の記載内容と、
0:00:40	行政相談の説明内容に差異があるため、改めて、保安規定で、特殊試験は、通常運転の範囲で実施する試験であることの記載の明確化を行う。
0:00:54	最後に、あわせて保安規定に特殊件の実施にあたり、事前解析を行い、通常運転の範囲内ということを確認する旨の記載を行う。
0:01:05	回答としては以上になります。
0:01:08	で、
0:01:09	続きまして、
0:01:11	改定の回答の理由ですが、二つ目ですね、まずですね、試験試験炉規則第1条の3第2項第8号により、設計、設置許可の添付書類8には、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:27	試験研究用等原子炉施設の安全設計に関する説明書を添付することになっており、今回の行政相談で説明のあった、屠畜試験のような試験や運転に関する内容については、
0:01:42	施設の設計安全設計に該当しないので、当該添付書類に記載すべき内容ではない。二つ目は、H T T Rは、試験研究用であるため、通常運転のほかに、通常運転の範囲を超えて試験を行う、特殊運転、
0:02:00	通常運転の範囲で行う試験を行う、特殊件がありますと、現在の保安規定では、特殊運転については、特殊運転とは、安全性実証試験を行うための試験を言うんと。
0:02:15	ランキングのための運転をいうと定義されているが、特殊特殊試験については、特殊試験とは、通常運転点、運転操作手順によらない状態にて、
0:02:28	行う試験をいうと、曖昧な表現となっており、特殊試験の範囲が明確に定義されるような記載内容にする必要がある。
0:02:40	最後に最後になりますが、特殊試験の実施に当たり、事前解析を行うことは、保安規定審査基準のうち、試験の規則第 15 条第 1 項第 6 号、2からは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:55	で、試験研究用等原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異常があった場合の措置等のうち、4 ポツ、(5) 試験研究用等原子炉の運転上の
0:03:09	条件に関することに該当することから、保安規定に記載することが必要である。以上が回答の理由になります。
0:03:24	いや、回答は以上になりますが、
0:03:28	H T T R 学部の方から何かご発言ありますか。
0:03:36	デジタルイノイですけどもよろしいでしょうか。
0:03:40	はい。お願いします。
0:03:42	ご回答ありがとうございます。今の回答ですと許可は不要で保安規定の方に今、一文しかないのを明確化するというふうに回答いただきます。
0:03:54	この保安規定なんですけれども次回の保安規定変更のときで構わないですかね。これ単品で早く出してくださいとか何かそういうご要望とか何かありますでしょうか。
0:04:07	原子力規制庁大杉です。特段ですね、それで停止申請しなさいということとはございませんので、そちらのタイミングで、しかるべきときに、保安規定の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:20	申請の方をしてもらえればと思います。
0:04:25	所H T Rイノイでございます承知いたしましたありがとうございます。
0:04:30	それでなんですけれども、まずは手引きの方に今の内容をちょっと明確 させていただいて、
0:04:37	試験自体はどんどんやっていきたいと思います。保安規定につきまし ては、
0:04:42	他の案件と何かあったときに一緒にご提出させていただきたいと思いま すけれども、そちらでよろしいでしょうか。
0:04:49	規制庁のタツモトです。すいません念のための確認をしたいんですけど も、すでに今の保安規定でもうできる運用であって、今、これから保安 規定の変更っていうのはあくまでも明確化であったり、
0:05:05	記載の適正化というレベルのものであることから、今の保安規定でも引 き続き進めることができるし、次何か保安規定変更がある場合に一緒に 入れ込んで、適正化を図るという理解なんですかそれは正しいですか。 はい。
0:05:22	江尻イノイでございますご説明ありがとうございます。その通りの認識 でございます。はい。ありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:28	成長タツモトです。はい。であればすでに既認可の保安規定に基づいて試験特殊試験、進めていただいて適正なタイミングですね何か案件があるときに合わせて、
0:05:40	適正化明確化を図っていただければと思います。
0:05:46	北見でございます。承知いたしました。ありがとうございます。
0:05:52	他何か、ご発言の方ありますか。
0:05:58	カトウですよろしいでしょうか。
0:06:00	はいどうぞ。
0:06:03	ちょっと1点確認なんですけれど、そのH T T Rの記載の明確化ということで、ちなみにいつ五郎その申請ってありそうですかね。
0:06:17	h r イノイでございます保安規定の変更自体は、
0:06:22	しばらくないかなという気がしていますので、何か他にも明確化したいものがあつたらもう一緒に出してしまうってこともあるかもしれません。以上でございます。
0:06:35	阿藤確率出さないといけないってところでございますと、
0:06:39	令和6年度中頃に許可変更を出しさせていただく接続の今日はこちらおつきい許可変更出すんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:49	そちらに伴う設備変更対応にございますのでその保安規定は確実に出ていくものと思います。
0:06:56	B D B A 対応等が必要な場合ですねその許可の中で、新たな対応が必要になったというような場合については、
0:07:05	保安規定は多分同時に進出させていただいて審査ということになると思いますのでその際に、一緒に書きたいと思っております。
0:07:14	以上でございます。
0:07:17	回答ありがとうございますそうすると遅くともその令和 6 年度許可と同じタイミングで出るということで理解しましたありがとうございます。
0:07:28	h r イノイでございます令和 6 年の許可と一緒にどうかはちょっとまだこっち隠れてないですけども、
0:07:34	P D A 体として一緒に出さなきゃいけないってことに決まりましたら、出させていたきたいと思います。
0:07:42	一緒に出さなくて良いというような感じでしたらもうちょっと許可の許可がそろそろ見えてきた頃になるかもわかりませんので、最短で令和 6 年度の中頃といったような形になろうかと思います。はい。
0:07:54	了解しました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:59	他にご発言ありますか。
0:08:08	ないようであれば今回の行政相談の結果ですね、面談の方終わりにしたいと思いますが、よろしいですか。
0:08:18	僕は勝山中江スポンはい、了解。承知いたしました。
0:08:23	はい。これで江藤、面談の方を終わりたいと思います。ありがとうございました。
0:08:30	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。